

洗面所の排水口が詰まり、ネットで見つけた業者に修理を依頼したところ、高額な代金を請求された…。

◆相談内容◆

【相談者 40代 女性】

3日前、洗面所の排水口が詰まったので、ネット広告に数百円からと表示されていた業者に連絡し来てもらいました。来訪した業者は、詰まりを解消するために必要だと言い次々と作業を提案し、その場で契約を迫られ、仕方なく作業を了承しました。修理代は高くとも数万円だと思っていましたが、作業終了後約30万円請求され、また現金以外の支払いを認めないとのことだったので、やむなく支払いました。今思うと、やはり高すぎると思うので、クーリング・オフしたいのですが…。

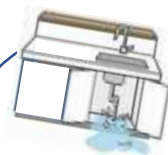
●対処方法●

今回の相談のように、ネット広告の安価な修理代金を見て訪問修理を依頼したにもかかわらず、実際には次々と作業を勧められ、高額な代金を請求されたという相談が寄せられています。

消費者が業者に訪問を求めた場合(いわゆる「呼び寄せ」)にはクーリング・オフ^(※)は適用されませんが、消費者がもともと高額な修理代金を伴う契約をする意思がなかったといえる場合は、訪問販売としてクーリング・オフができる場合があります。

(※)訪問販売では、契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、無条件で契約解除ができます。

- 相談者には、クーリング・オフができる可能性があることを説明しました。
- インターネット広告の金額表示を鵜呑みにしないようにしましょう。
- 作業当日に契約を急がせたり高額な作業を提案される場合は、作業を断りましょう。
- 作業終了後に請求された料金や作業内容に納得できない場合は、その場で支払いをしないようにしましょう。
- トラブルが発生した場合に安心して修理を依頼できる事業者について、事前に情報を収集しておきましょう。
- 不審に思ったり、万一トラブルにあったら、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)



排水口が詰まった！
修理はどうしよう？



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

富山本所（県東部にお住まいの方）TEL：076-432-9233（消費生活相談）

076-433-3252（消費者金融・多重債務相談）

高岡支所（県西部にお住まいの方）TEL：0766-25-2777（消費生活相談、消費者金融・多重債務相談）

消費者ホットライン 局番なし「188(いやや）」（お近くの相談窓口につながります。）